

確定申告を受け付けます

令和7年分所得税・復興特別所得税の確定申告および令和8年度町道民税の申告を受け付けますので、次の事項に該当する方は、必ず申告してください。

なお、申告受付会場は非常に混み合い、長時間お待たせする場合があります。医療費控除の明細書や収支計算書などは、事前に作成したうえでお越しください。

医療費控除の明細書や収支計算書などは、事前に作成したうえでお越しください。

持参いただき、受診者・医療機関などに計算してお持ちください。※支払った医療費が戻るわけではありませんので、ご注意ください。

令和8年1月1日現在、豊頃町に住所を有し、次に該当する方

所得税の確定申告は必要ないが、町道民税の申告が必要な方

税または還付請求をする方は、本人が開設している銀行等の口座番号

申告書の関係用紙は事前に必要な方は、住民課に請求してください。

申告書はマイナンバーカードを利用したe-Taxでの申告が便利です！

国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」から申告書を作成することができます。作成した申告データは、そのままe-Taxで送信できますので、ぜひひらく利用ください。

書かない確定申告 マイナンバーカードで自宅からe-Tax

<https://www.nta.go.jp/taxes/>
shirabaru/shinkoku/r7_smart_shinkoku/pdf/01.pdf

確定申告書はマイナポータル連携にお任せください

<https://www.nta.go.jp/taxes/>
shirabaru/shinkoku/r7_smart_shinkoku/pdf/01.pdf

道路を狭くして通行の妨害になります。

緊急車両の活動を妨げます。

除雪作業の障害となります。

源泉徴収額や予定納税額があり、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

(複数から受給されている場合は、計下(複数から受給されている場合は、計その合計額)

公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

(複数から受給されている場合は、計その合計額)

公的年金等の全部が源泉